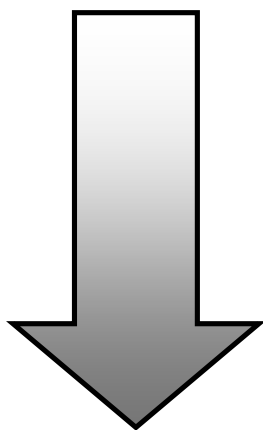


組織改革の実施スケジュール

17年6月 厚生労働大臣主宰による「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の設置

< 法的な措置による対応 >

< 現行組織における先行実施 >



18年 関連法案の提出（通常国会）
政管健保と年金の実施組織の分離に伴うコンピュータシステムの設計開発に最低2年程度を要することから、公法人の設立時期は、最短でも平成20年の秋。

17年度 民間企業的な人事・処遇の導入（平成19年度に全職員を対象とした本格実施）
人員削減計画の策定
人員配置の地域間格差の是正に着手



18年度 人員の計画的な削減に着手
事務局の事務の一部をブロック単位に集約化



18年夏 年金運営会議の設置
（法案成立後） 特別監査官の設置

～20年夏 年金実施新組織の設立準備
政管健保公法人の設立準備
・承継財産の評価・確定、企業会計原則による会計書類の作成、職員の分離・採用方法の確定、各種規則の作成等



20年秋 年金実施新組織及び政管健保公法人の設立
社会保険事務局の廃止及びブロック単位化